

令和9年度当初予算編成方針

1 本県の財政状況

物価上昇傾向が定着し、また金利上昇や外国為替の状況等も相まって、歳出拡大圧力が強まる中、本県の財政状況は依然として厳しく、当初予算編成時において、当該年度の歳入だけでは歳出を賄えず、令和8年度当初予算では80億円に及ぶ財政調整基金の繰り入れを余儀なくされている状況にある。

また、公共施設の老朽化、近年の人件費の高騰に加え、将来的には、人口減少による税収や地方交付税の減少により、収支不足はさらに拡大する恐れがある。

さらに、自主財源である県税収入の割合が低く、歳入の大半を地方交付税や国庫支出金などの国からの依存財源に頼らざるを得ない非常に脆弱な構造にあるとともに、国自体が巨額の国債発行に依存し、長期債務残高の累積や金利上昇局面に伴う利払い費の増大など、極めて深刻な財政状況に直面している中、今後、国の財政健全化に向けた地方財政対策の変更等により、本県への交付税措置や国庫補助金が縮小・縮減されるリスクは常に念頭におく必要がある。

このため、将来にわたる財政変動にも耐えうる強固な財政基盤の確立と持続可能な財政運営に向け、不断の歳入・歳出改革努力を行う必要がある。

2 「骨格予算」としての編成

令和9年度当初予算については、来年春に統一地方選挙が行われる予定であることから、前回と同様、「骨格予算」として編成し、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費の他、継続的な事業を中心に編成する。

しかしながら、本県を取り巻く環境は、急激な人口減少や少子高齢化の進展、激甚化する自然災害への備えなど喫緊の課題に直面しており、県民の「暮らし」、「生命・財産」を守る対策や地域活力維持に直結する「経済対策」、「物価高騰への対応」などの重要課題に対しては、骨格編成の枠組みにおいても必要な予算措置を講じることとし、県民生活の安定と行政サービスの確実な継続に万全を期すものとする。

また、国が補正予算依存の姿勢から脱却し、本来必要な恒常的施策や支援策をあらかじめ当初予算に計上する方針を掲げていることについては、国の動向を注視し、先の観点で同様の対応を行う。

大規模な投資事業については、すでに計画されており、継続的に実施しているものや喫緊のものに限るとともに、本県の投資的経費の大宗を占め、財政状況に大きな影響を与える公共事業については、債務負担行為の活用による発注時期の前倒しなどの工夫により施工時期の平準化に取り組み、前年度当初予算額以内をベースに編成を行う。

以上の考え方により骨格予算を編成した後、統一地方選挙後に補正予算（肉付け予算）の編成を行い、併せて「通年予算」とする。

予算要求後の社会経済情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整する。

3 歳入・歳出改革の徹底

(1) 歳出事業見直し

- (ア) 既存事業の見直しは、「全庁に課せられた課題」であり、全ての事業について、「限られた人的資源と財源で執行に値する費用対効果があるか」、「安易に前例踏襲していないか」等の観点から個別に検証し、前例踏襲を打破し、ゼロベースで抜本的な変革・見直しに取り組むこと。その際、昨今歳出拡大圧力が増大する中、早いタイミングで投資する方が以後の負担削減につながるものについては、「機会損失」を防ぐ観点から、積極的に提案すること。
- (イ) 予算に対する執行率が低い事業については、実績見込みに応じた適正な予算規模とすること。また、総合計画の推進やK P I 達成に直結する「真に必要な事業」であるか十分に確認し、その効果が明確に説明できないものについては、廃止もしくは再構築を前提とした見直しを行うこと。
- (ウ) 職員数の減少を見据え、予算だけでなく業務量の節減効果も踏まえた見直し検討を行うこと。その際、生成A I 等を含むデジタル技術の活用やシステムの導入など、D X / A X 推進の視点を持ち、超過勤務の削減や職員の再配置につながる見直し・改善に努めること。
- (エ) 部局の垣根を越えた連携により相乗効果の創出を図るなど、全庁的な視点から「真に効果的な施策」となるよう、部局横断的な事業の構築・執行に積極的に取り組むこと。
- (オ) 委託契約等の発注により実施する事業については、相手先の選定方法や再委託の可否、随意契約の理由等が適正であるか検証するとともに、公募型プロポーザル方式を採用する場合は、十分な公募期間の設定により多くの参加者の確保に努めるなど、透明性、公平性、公正性の観点から、事業の実施方法の点検を改めて行うこと。
- (カ) 国や他自治体（県内市町村、他県等）、外郭団体など関係機関に加え民間企業や教育機関等との連携にも目配りし、役割分担を改めて点検すること。特に、外郭団体については、「外郭団体見直し方針」に基づく検証を踏まえた上で、事業の構築を行うこと。

(2) 歳入確保

- (ア) 事業実施に伴う財源として、国の補助交付金や委託事業をはじめ、国関係機関や民間団体の各種助成制度等について、幅広く積極的な活用を努めること。
また、適当な国の補助制度等が存在しない場合には、その創設等について国への政策要望を行うことにより、一般財源の縮減を一層推進すること。
- (イ) 昨今の金利上昇を踏まえ、将来負担の抑制を図るため、県債発行を伴う投資的経費等については、徹底した平準化と重点化に努めるとともに、充当率や交付税措置の有利な起債を最大限活用すること。

- (ウ) 県民負担の公平性や他県との衡平の観点、昨今の調達価格等の上昇を踏まえ、改めて受益者負担の原則に立ち返り、サービスの水準と受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の徹底した見直しを行うこと。
- (エ) 財源確保はもとより、県民負担の公平性、公正性の観点からも、各種貸付金や県営住宅使用料、県税などについて、未収金削減に取り組むこと。

4 要求基準

令和9年度当初予算要求基準は、原則として、以下のとおりとする。

なお、国の予算編成や地方財政対策の動向等により、今後の予算編成過程において、所要の措置を講ずる場合があるので、留意すること。

(1) 政策的経費等

- (ア) 政策的経費
 - (イ) 維持補修費
(公共事業における維持補修費を除く)
 - (ウ) 施設等管理費
(指定管理を除く)
 - (エ) 一般管理費
- 原則、一般財源ベースで前年度当初予算額以内とし、物価・人件費等の上昇を反映した額

※ 上記に関わらず、総合計画等のK P Iの達成に極めて高い効果がある事業については、別途要求を可能とする。

(2) 公共事業等

- (ア) 一般公共事業費
 - (イ) 県単独公共事業等
(県単独交通安全施設整備事業を含む)
 - (ウ) 国直轄事業負担金
 - (エ) 県単独維持補修費
 - (オ) 災害復旧事業費
 - (カ) 全体計画が概ね10億円以上の県単独大規模プロジェクト
- 前年度当初予算額をベースとし、国の動向の反映は、原則、肉付け予算にて対応
(予算編成過程において具体的な調整を行う)
- 財政課と協議した所要額
- 財政課と協議した所要額

(3) その他の経費

その他義務的経費（法令等に基づく税関係交付金等を含む）

所要額を精査の上必要となる最少の額

5 編成スケジュール（予定）

- 編成方針発表 10月16日（金）
- 要求書締切 11月 2日（月）
- 予算案発表 2月 上旬頃